

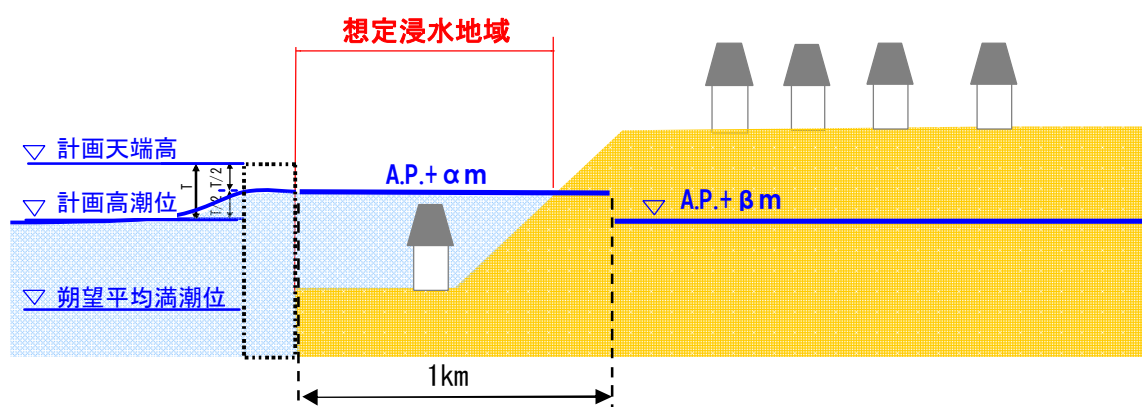
3. 受益地域

本計画における受益地域とは、海岸保全施設が存在しない場合に、高潮あるいは津波による浸水が想定される地域（想定浸水地域）及び侵食が想定される地域（想定侵食地域）のうち、範囲の広い方とする。なお、想定浸水地域及び想定侵食地域の範囲は、以下※に示す方法により設定した。

(1) 高潮による浸水が想定される地域（想定浸水地域）

①現況汀線より1km以内：地盤高がA.P.+ α m以下の地域

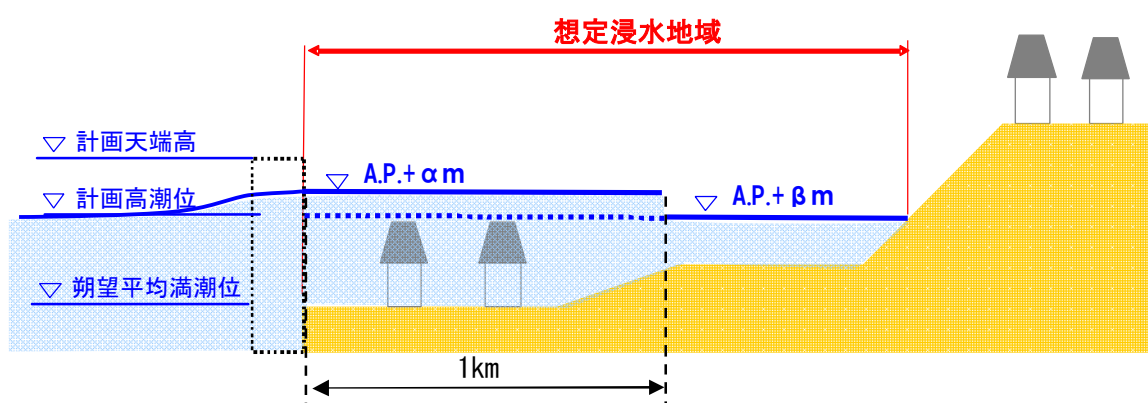
$$\alpha = \text{計画高潮位}^{\text{注}} + 1/2 \times (\text{計画天端高} - \text{計画高潮位})$$



図一3.1 高潮による想定浸水地域の範囲（現況汀線より1km以内）

②現況汀線より1km以遠：地盤高がA.P.+ β m以下の地域

$$\beta = \text{計画高潮位}$$



図一3.2 高潮による想定浸水地域の範囲（現況汀線より1km以遠）

注) 計画高潮位 = 朔望平均満潮位 + 高潮偏差

※ 「海岸保全施設の整備基本計画の作成要領(平成6年)」による。

(2) 侵食の想定される地域 (想定侵食地域)

侵食による汀線後退が、現在と同じ速度で 50 年間進むと想定した場合の影響範囲

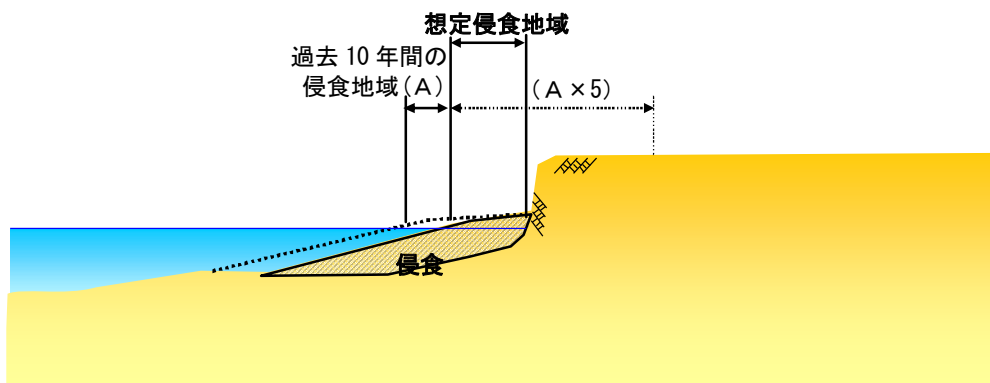
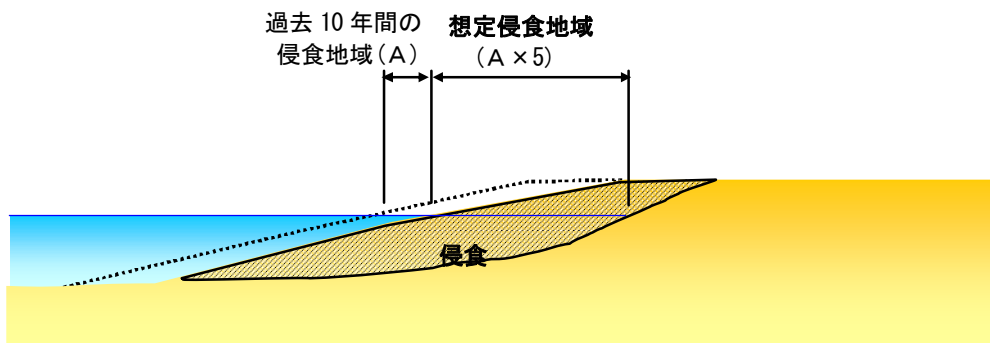
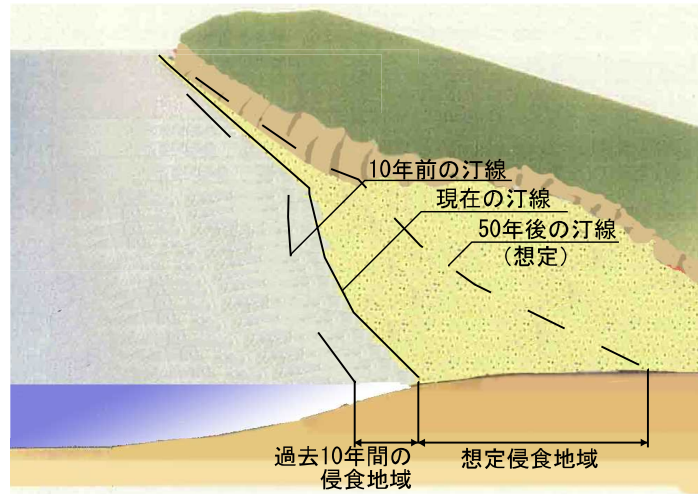


図-3.3 想定侵食地域の範囲

(3) 津波による浸水が想定される地域（想定浸水地域）

数十年から百数十年に一度程度の頻度で発生する津波が来襲した場合に想定される浸水地域。

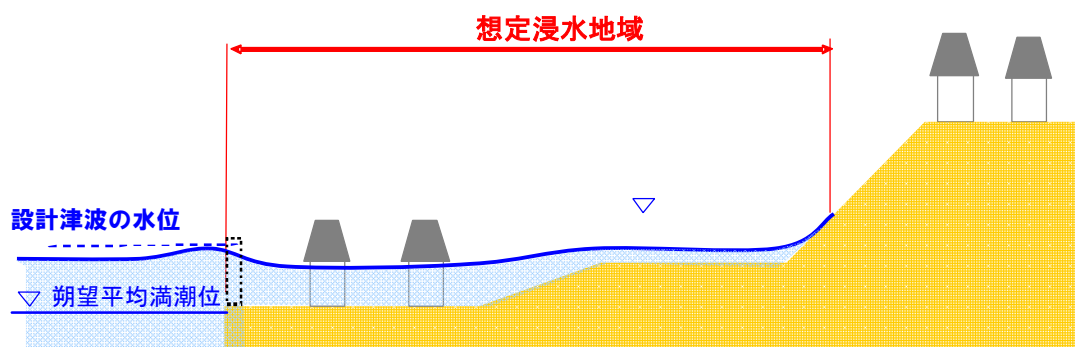


図-3.4 津波による想定浸水地域の範囲

表-3.1(1) 海岸保全施設による受益の地域とその状況 (その1)

ゾーン名	地域海岸	番号	海岸名・地区名等	市町村(管理者)	所管	種別	受益の地域	高潮による受益の地域の標高(T.P.m)		防護ラインにおける設計津波の水位(T.P.m)
								1km以内	1km以遠	
南房総ゾーン	地域海岸⑦	1	栄の浦漁港	館山市(市)	水産庁	高潮・侵食	住宅地、森林	3.0	1.9	4.1
		2	坂田漁港	館山市(市)	水産庁	高潮・侵食	住宅地、森林			
		3	波左間漁港	館山市(市)	水産庁	高潮・侵食	住宅地、森林			
		4	見物漁港	館山市(市)	水産庁	高潮・侵食	住宅地、森林			
		5	館山(西岬地区)	館山市(市)	水産庁	高潮・侵食	住宅地、森林			
		6	下原漁港	館山市(市)	水産庁	高潮・侵食	住宅地、森林			
		7	館山(大賀地区)	館山市(市)	水産庁	高潮・侵食	住宅地、森林			
	地域海岸⑥	8	館山港(大賀地区)	館山市(市)	港湾局	侵食・高潮	住宅地、森林 その他	3.6	2.2	4.4
		9	館山港(館山地区)	館山市(市)	港湾局	高潮・侵食 環境	住宅地、商業業務用地 農地			
		10	館山(那古地区)	館山市(市)	水産庁	高潮・侵食	住宅地、商業業務用地 農地			
		11	船形漁港	館山市(市)	水産庁	高潮・環境	住宅地、商業業務用地			
		12	多田良漁港	南房総市(市)	水産庁	高潮・侵食	住宅地、農地			
	地域海岸⑤	13	富浦漁港(新宿地区・豊岡地区)	南房総市(市)	水産庁	高潮・侵食	住宅地、商業業務用地 農地	—	—	4.4
		13-2	南無谷漁港	南房総市(市)	水産庁	高潮				
		14	富浦(新宿地区)	南房総市(市)	水産庁	高潮・侵食	住宅地、商業業務用地 農地	3.6	2.2	
		15	富浦(坂本地区)	南房総市(市)	水産庁	高潮・侵食	住宅地、商業業務用地 農地			
		16	小浦漁港	南房総市(市)	水産庁	高潮・侵食	住宅地、森林	3.0~3.2	1.9	
		17	高崎漁港	南房総市(市)	水産庁	高潮・侵食	住宅地、農地			
		17-2	岩井袋漁港	館南町(町)	水産庁	高潮				
		18	富山(小浦地区・岩井地区)	南房総市・館南町(市)	水産庁	高潮・侵食 環境	住宅地、商業業務用地 農地	3.0~3.2	1.9	
	19	勝山漁港	館南町(町)	水産庁	高潮・侵食 環境	住宅地、商業業務用地 農地				
	19-2	保田漁港	館南町(町)	水産庁	高潮					
	20	保田(本郷地区)	館南町(町)	水産庁	高潮・侵食	住宅地、商業業務用地 農地				
	地域海岸④	21	金谷漁港	富津市(市)	水産庁	高潮	その他	3.1	2.1	3.3
		22	浜金谷港(金谷地区)	富津市(市)	港湾局	高潮	住宅地、商業業務用地 農地			
		23	天羽(竹岡地区)	富津市(市)	水産庁	高潮・侵食 高潮	森林			
		24	竹岡漁港	富津市(市)	水産庁	高潮	住宅地、森林			
		24-2	萩生漁港	富津市(市)	水産庁	高潮				
		25	天羽(湊地区)	富津市(市)	水産庁	高潮・侵食 高潮	森林			
		26	上総湊港(竹岡地区・湊地区)	富津市(市)	港湾局	高潮・侵食	住宅地、商業業務用地 農地			
27		天羽(東恵波地区)	富津市(市)	水産庁	高潮・侵食 高潮	森林				
28		大佐(船端地区)	富津市(市)	水産庁	高潮・侵食 高潮	森林				
29		佐貫漁港	富津市(市)	水産庁	高潮・侵食	住宅地、その他				
30		大佐和(佐貫地区)	富津市(市)	水産庁	高潮・侵食 高潮	森林				

地域海岸:同一の津波外力を設定しうる判断される一連の海岸線の区分。
 番号:「新規」は、今後、新たに漁港海岸として指定予定。
 海岸線延長:平成23年版海岸統計等より
 所管:水産庁・国土保全局(国土交通省水産庁・国土保全局)、港湾局(国土交通省港湾局)、農林振興局(農林水産省農林振興局)、水産庁(農林水産省水産庁)
 種別:高潮には津波も含む。
 高潮による受益の地域の標高:汀線より1km以内 浸水位=計画高潮位+(代表天端高-計画高潮位)/2、汀線より1km以遠 浸水位=計画高潮位

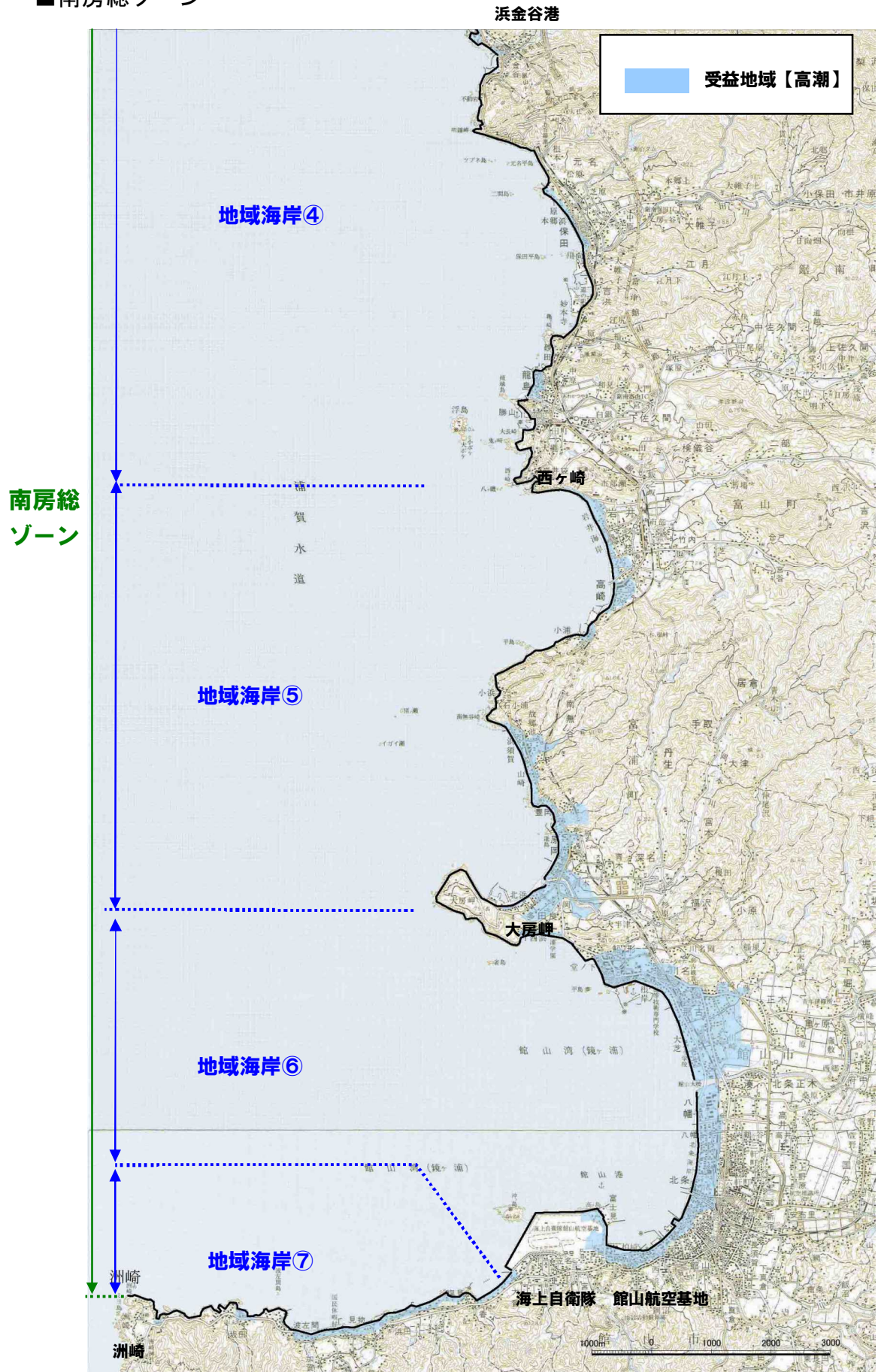
表-3.1(2) 海岸保全施設による受益の地域とその状況 (その2)

ゾーン名	地域海岸	番号	海岸名・地区名等	市町村(管理者)	所管	種別	受益の地域	高潮による受益の地域の標高(T.P.m)		防護ラインにおける設計津波の水位(T.P.m)
								1km以内	1km以遠	
南房総ゾーン	地域海岸③	31	大貫漁港	富津市(市)	水産庁	高潮	住宅地、商業業務用地 森林、その他	3.1	2.1	3.3
		32	大佐和(岩瀬地区)	富津市(県)	水管理・国土保全局	高潮	住宅地、商業業務用地 森林、その他			
		33	富津(南富津地区)	富津市(県)	水管理・国土保全局	高潮	森林 その他			
		34	富津漁港(下洲地区)	富津市(県)	水産庁	高潮	森林 その他			
木更津・君津・富津ゾーン	地域海岸②	35	富津(北富津地区)	富津市(県)	水管理・国土保全局	高潮	商業業務用地、森林 その他	3.3	2.7	2.6
		36	富津漁港(富津地区)	富津市(県)	水産庁	高潮	住宅地、商業業務用地 農地			
		37	富津(青堀地区)	富津市(県)	水管理・国土保全局	高潮	住宅地 農地、その他			
		38	富津(大堀地区)	富津市(市)		高潮	住宅地 農地、その他			
		39	木更津港(君津地区)	君津市(県)、(企業庁)	港湾局	高潮	住宅地、工業地			
		40	木更津港(木更津地区)	木更津市(県)	港湾局	高潮	住宅地 商業業務用地 工業地、農地			
		41	木更津(畔戸地区)	木更津市(県)	水管理・国土保全局	高潮	住宅地 商業業務用地、農地			
		42	金田漁港(瓜倉地区・中島地区)	木更津市(市)	水産庁	高潮	住宅地、農地			
		43	木更津(高須地区)	木更津市(県)	水管理・国土保全局	高潮	住宅地、農地			
		43-2	木更津(高須一地区)	木更津市(県)	水管理・国土保全局	高潮	住宅地、農地			
		43-3	木更津(高須二地区)	木更津市(県)	水管理・国土保全局	高潮	住宅地、農地			
		44	牛込漁港	木更津市(市)	水産庁	高潮	住宅地、農地			
千葉中央・南部ゾーン	地域海岸①	45	袖ヶ浦海岸(奈良輪地区)	袖ヶ浦市(県)	水管理・国土保全局	高潮	住宅地、農地	3.7	3.2	3.1
		46	長浦	袖ヶ浦市・市原市(県)	農村振興局	高潮	住宅地 商業業務用地、農地			
		47	八幡・姉崎(五井・姉崎地区)	市原市(県)	水管理・国土保全局	高潮	住宅地 商業業務用地 工業地、農地	3.8	3.6	
		48	千葉港(市原地区)	市原市(県)	港湾局	高潮	住宅地 商業業務用地 工業地			
		49	八幡浦	市原市(県)	農村振興局	高潮	住宅地 商業業務用地 工業地			
		50	千葉港(寒川地区)	千葉市(県)	港湾局	高潮	住宅地 商業業務用地 工業地			
千葉北部ゾーン	地域海岸①	51	千葉港(中央地区)	千葉市(県)	港湾局	高潮	住宅地 商業業務用地 工業地	4.2~5.2	3.9	3.1
		52	千葉港(検見川地区)	千葉市(県)	港湾局	高潮・侵食 環境	住宅地 商業業務用地 工業地			
		53	習志野	習志野市(県)	水管理・国土保全局	高潮	—	—	—	
		54	千葉港(習志野地区)	習志野市(県)	港湾局	高潮・環境	住宅地 商業業務用地 工業地	4.4~5.4	4.3	
葛南ゾーン	地域海岸①	55	千葉港(船橋地区)	船橋市(県)	港湾局	高潮	住宅地 商業業務用地 工業地	4.9~5.5	4.6	3.1
		56	市川	市川市(県)	水管理・国土保全局	高潮	住宅地 商業業務用地 工業地			
		57	浦安	浦安市(県)	水管理・国土保全局	高潮	住宅地 商業業務用地 工業地	4.3~5.2	4.0	

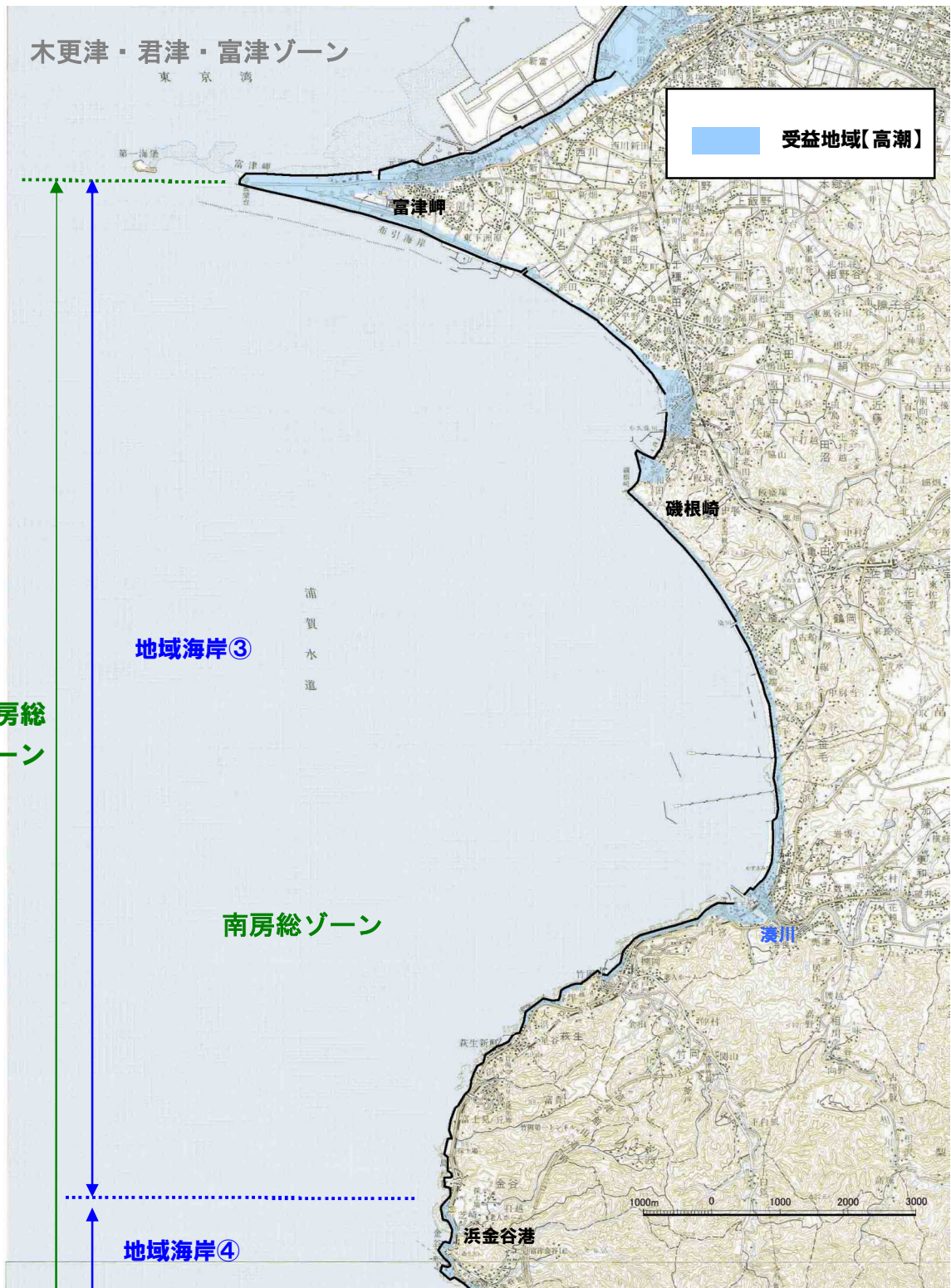
地域海岸：同一の津波外力を設定しようと判断される一連の海岸線の区分。
 海岸線延長：平成23年版海岸統計等より
 所管：水管理・国土保全局(国土交通省水管理・国土保全局)、港湾局(国土交通省港湾局)、農村振興局(農林水産省農村振興局)、水産庁(農林水産省水産庁)
 種別：高潮には津波も含む。
 高潮による受益の地域の標高：汀線より1km以内 浸水位=計画高潮位+(代表天端高-計画高潮位)/2、汀線より1km以遠 浸水位=計画高潮位

《高潮による受益の地域》

■南房総ゾーン

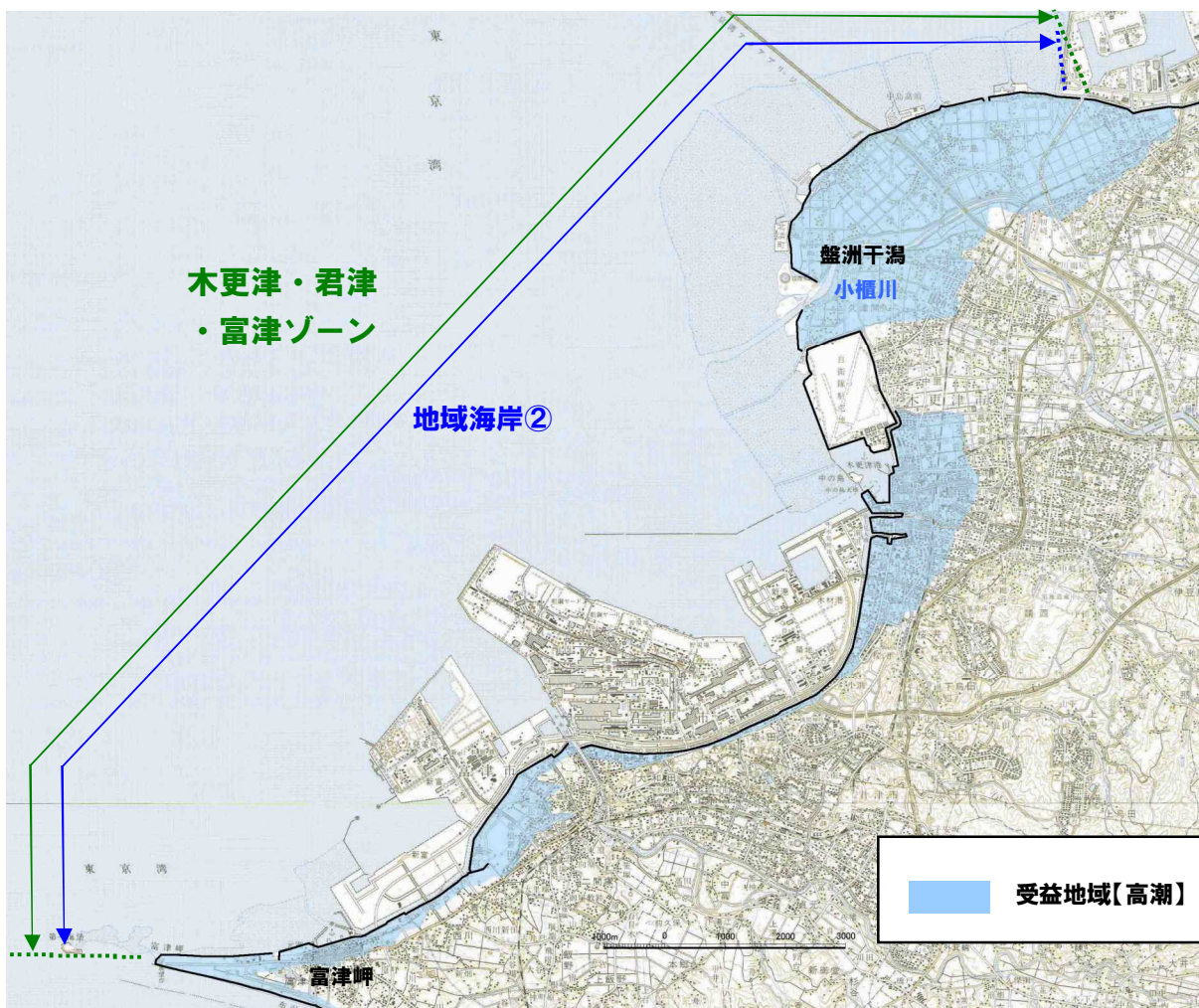


※ 地域海岸：同一の津波外力を設定しようと判断される一連の海岸線の区分。



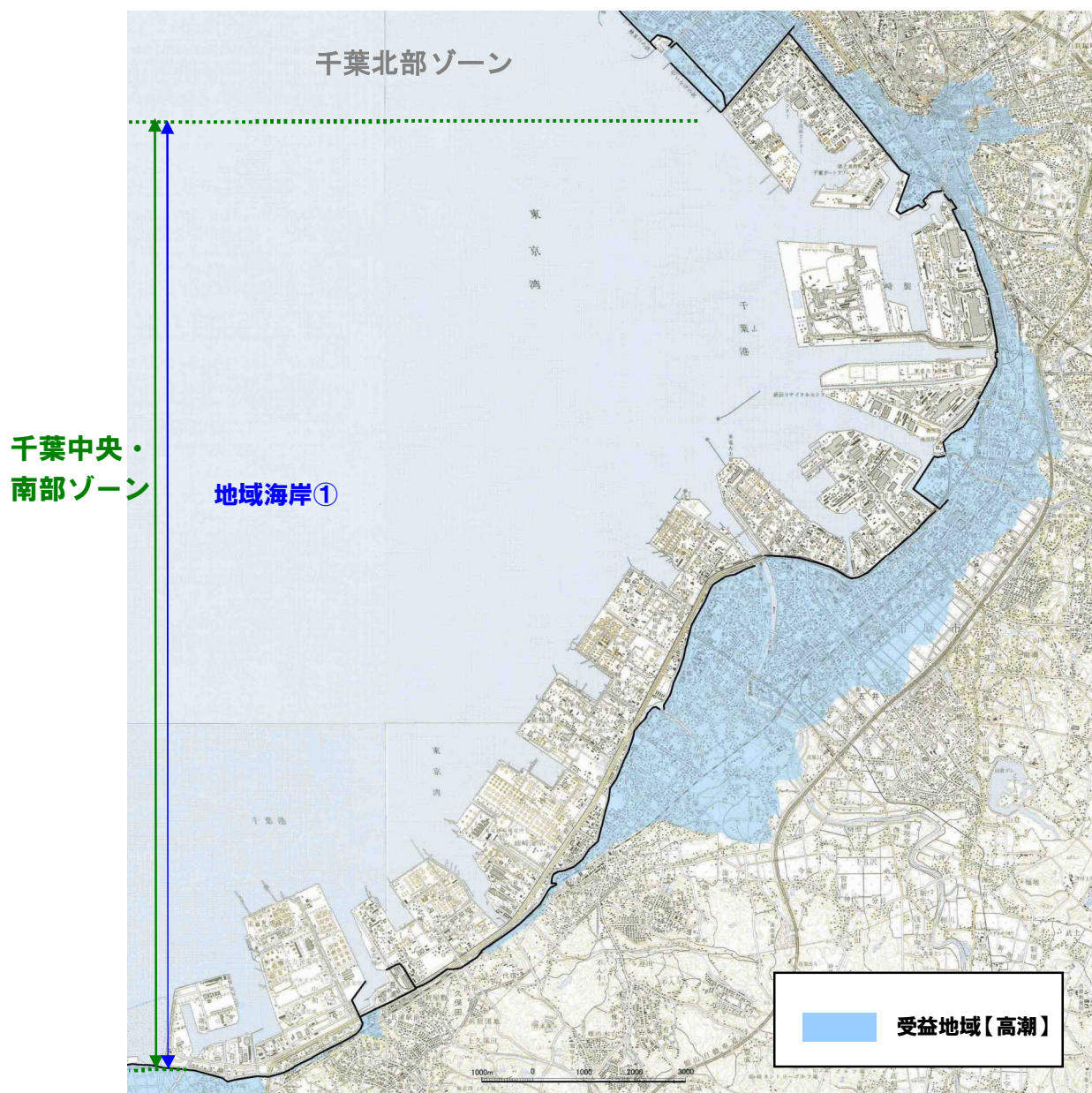
※ 地域海岸：同一の津波外力を設定しようと判断される一連の海岸線の区分。

■木更津・君津・富津ゾーン



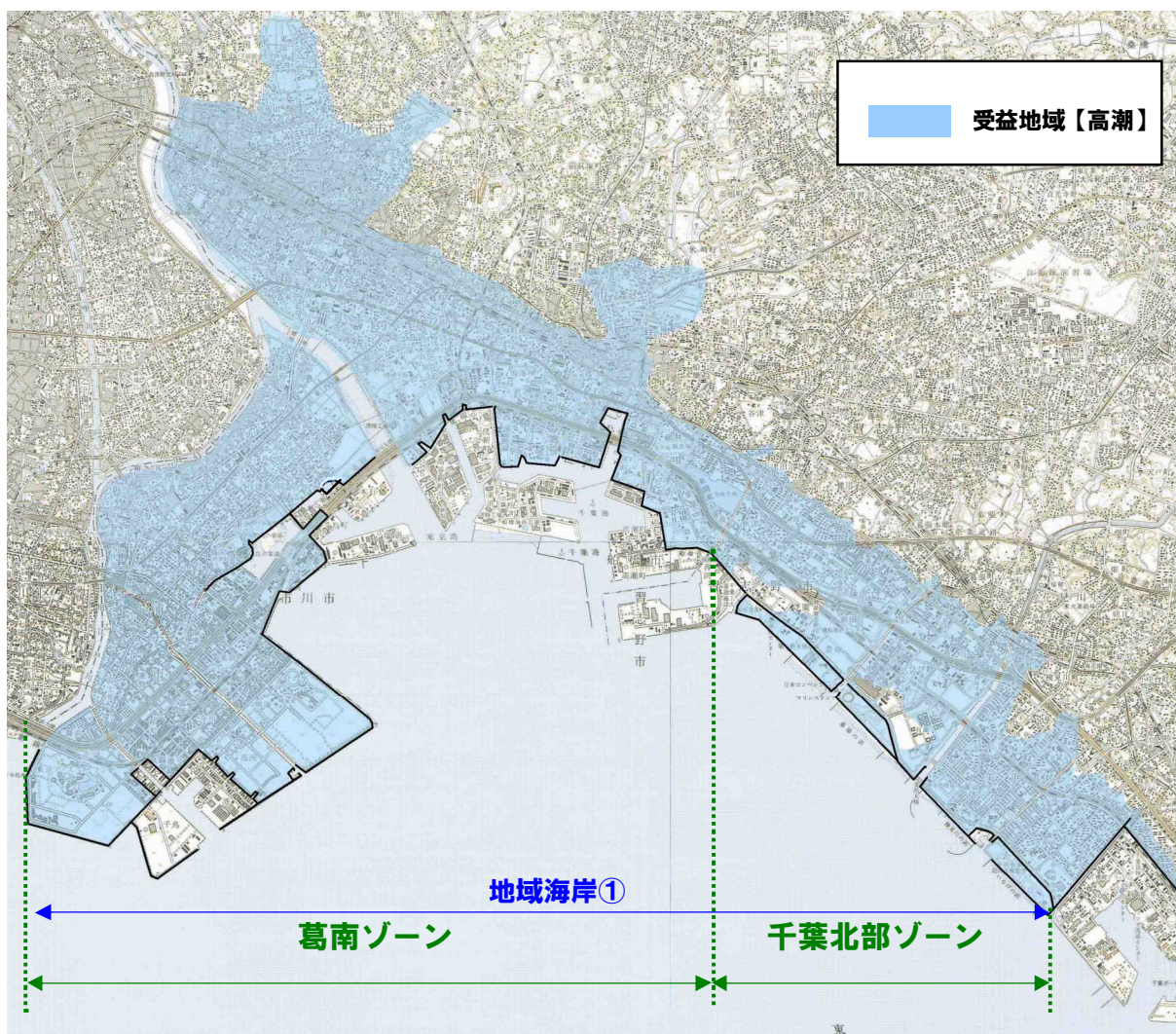
※ 地域海岸：同一の津波外力を設定しようと判断される一連の海岸線の区分。

■千葉中央・南部ゾーン



※ 地域海岸：同一の津波外力を設定しうると判断される一連の海岸線の区分。

■千葉北部ゾーン、葛南ゾーン



※ 地域海岸：同一の津波外力を設定しうると判断される一連の海岸線の区分。